

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
高槻支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="427 512 1469 968"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 512 617 583">品種</th> <th data-bbox="626 512 884 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="893 512 1151 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1160 512 1279 583">数量</th> <th data-bbox="1288 512 1469 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 590 617 661">機械器具類</td> <td data-bbox="626 590 884 661">光学器具類 映写機</td> <td data-bbox="893 590 1151 661">昭和62年3月17日</td> <td data-bbox="1160 590 1279 661">1</td> <td data-bbox="1288 590 1469 661">400,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 667 617 814">機械器具類</td> <td data-bbox="626 667 884 814">光学器具類 超短投写距離フ ロントプロジェ クター</td> <td data-bbox="893 667 1151 814">平成20年7月15日</td> <td data-bbox="1160 667 1279 814">1</td> <td data-bbox="1288 667 1469 814">236,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 821 617 968">機械器具類</td> <td data-bbox="626 821 884 968">通信器具類 デジタルハイビ ジョン液晶テレ ビ</td> <td data-bbox="893 821 1151 968">平成18年2月20日</td> <td data-bbox="1160 821 1279 968">1</td> <td data-bbox="1288 821 1469 968">145,950円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	光学器具類 映写機	昭和62年3月17日	1	400,000円	機械器具類	光学器具類 超短投写距離フ ロントプロジェ クター	平成20年7月15日	1	236,250円	機械器具類	通信器具類 デジタルハイビ ジョン液晶テレ ビ	平成18年2月20日	1	145,950円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (物品の出納の通知及び帳簿の記載)                      第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。                      2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。                      一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。                      このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。                      今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																			
機械器具類	光学器具類 映写機	昭和62年3月17日	1	400,000円																			
機械器具類	光学器具類 超短投写距離フ ロントプロジェ クター	平成20年7月15日	1	236,250円																			
機械器具類	通信器具類 デジタルハイビ ジョン液晶テレ ビ	平成18年2月20日	1	145,950円																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月2日）